

自転車の「路肩走行指導強化」社会実験を行う区間



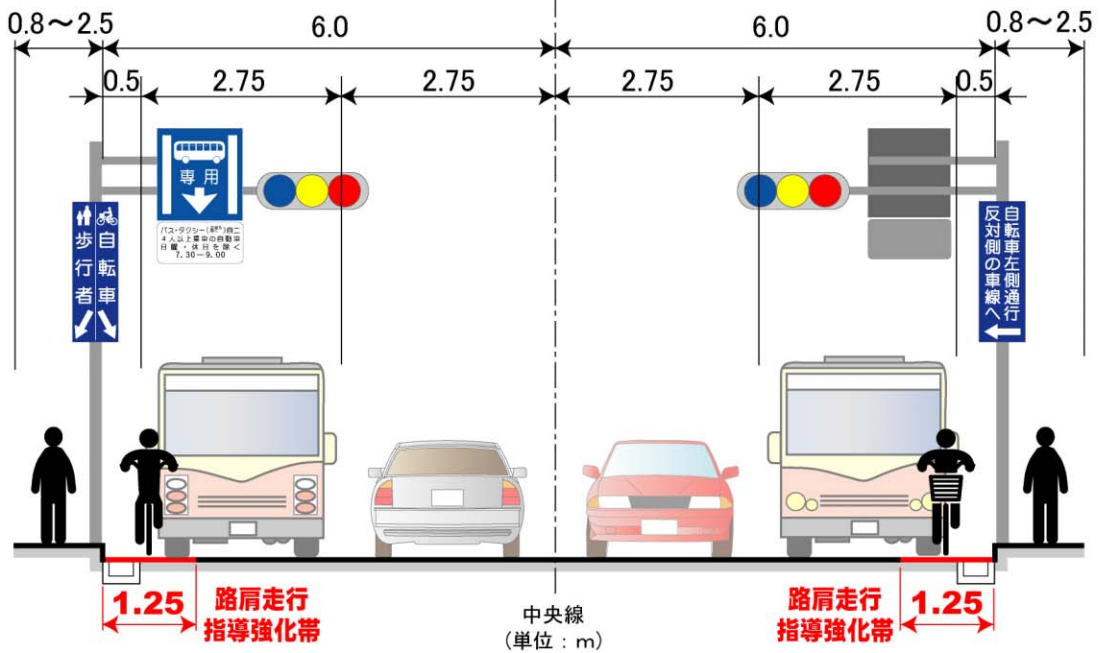
対象区間の歩道は狭く、自転車通行可ではありません。

対象区間の様子



国道 159 号（浅野川大橋～東山～山の上区間）の交通安全対策イメージ

▼代表断面イメージ



「路肩走行指導強化帯」は、道路交通法で定められた自転車の走行位置である車道左側端を明確化するものであり、自転車専用通行帯ではありません。

▼平面イメージ

※景観に配慮し、路面の色は「灰桜色」とする  
 ※1.25mのうち、側溝0.5mを除く0.75m部分に着色 → 1.8m着色+0.3m間隔+1.8m着色+... → 視認性の向上



▼路面標示イメージ

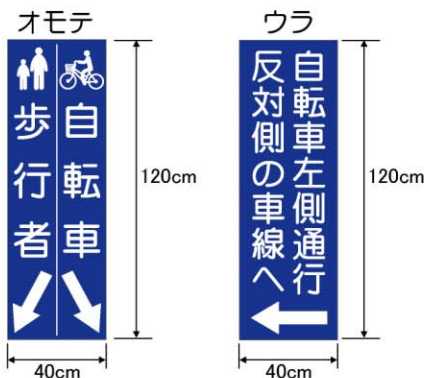


※路面標示や看板に用いるマークは、規制標識や路面標示との兼ね合いを検討した上で、県警・国交省協議により決定。



▼看板イメージ

※景観に配慮し「青色に白文字」とする



▼整備イメージ

